

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年4月14日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 堀江則之
 同 小島健一

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年11月25日神奈川県監査委員公表第34号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた3か所に係る3事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
医療危機対策本部室	令和4年8月9日（令和3年11月16日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した事務用引出しワゴン等36点（価格計1,623,600円）について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。	不適切事項については、担当者の登録内容の確認と所属としてのチェックが不十分であったことによるものであり、当該物品は、令和3年11月30日に備品台帳から削除した。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(2) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
中小企業部中小企業支援課	令和4年7月28日（令和4年2月18日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入1件、3,060円について、（款）諸収入（項）立替収入（目）商工立替収入とす	不適切事項については、所属担当者が調定予定額の内訳について使用料と光熱水費等であることを認識していたにもかかわらず、細節名について歳入予算執行依頼票

		べきところ、当該財産の使用料と併せて全額を(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)商工使用料で収入していた。	への記載を誤ったことに加え、決裁過程における歳入予算に係る節の区分のチェック機能も十分に働かなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、決裁書類に節区分の根拠資料の添付を徹底するとともに、複数の職員で確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

(3) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部用地課	令和4年9月1日(令和3年11月15日職員調査)	(要改善事項) 横須賀土木事務所及び藤沢土木事務所において、有料駐車場の敷地として神奈川県道路公社(以下「公社」という。)に貸し付けている県有地について、公社が当該有料駐車場の運営により相当額の利益を得ているにもかかわらず、県土整備局事業管理部用地課の指示により、長年にわたり貸付料を5割減額して貸し付けていた。 (以下令和4年11月25日神奈川県監査委員公表第34号中、第7監査の結果2(3)のとおり)	要改善事項については、神奈川県道路公社に対する貸付料の5割減額措置を見直し、令和5年度から当該措置を廃止することとした。